

平成25年第4回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成25年12月18日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君
総務課長	櫻井 史晃 君
総務課長補佐	磯野 浩宣 君
環境保全課長	笹ノ間 宏 君
環境保全課長補佐	青木 秀夫 君
建設課長	市村 勝巳 君
建設課長補佐	横手 誠 君
まちづくり推進課長	中村 公彦 君
まちづくり推進課長補佐	渡辺 光司 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

議事日程第5号

平成25年12月18日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を続けます。

5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。質問方法は一括質問・一問一答方式で行います。

よく失われた10年とか20年とか言われます。やっと経済も上向きかけております。人口減少や高齢化社会の到来などが人々の悲観的な見解が原因となったと私は思っております。

笠間市でも人口減少と高齢化社会は確実に進んでいる。いかにまちづくりをするのか、これから5年が、私は勝負だと考えております。

視点としては防災、エネルギー、新たなるコミュニティーを笠間市としてどのようにつくるか、明るい未来につながると私は思っております。

初めに、防災について伺います。

東日本大震災から約2年8カ月過ぎ、本市の防災拠点やその他の施設については耐震化や大改修などを行い、よくここまで震災復興ができたものだと。これは皆さんの市民を思う責任感のあらわれだと深く感謝をいたしております。そこで伺います。

1、防災拠点は6カ所整備することになっておりますが、今年度までの整備状況について伺います。

次に、2番として、本年までの防災拠点の太陽光発電施設と蓄電池設備について、この6カ所をつくるということだったんですけれども、どういう形になっているか伺います。

2点目に、自主防災組織の整備補助金について伺います。これについては、自主防災組織の整備補助金についてですけれども、これは申請者に対して自主防災組織を結成するときのお金と資機材の整備に要する経費を補助することで、これまでの整備状況について伺います。

次に、太陽光発電施設について伺います。

去年の一般質問で、太陽光について本年度もやるのかと伺いましたが、協議をするという答弁でございました。しかしながら、本年度も継続をしていただきました。補助金としては25万円から20万円となったものですが、規模としては250基にするということで進んでいると思いますが、本年度のこれまでの整備状況について伺います。

また、太陽光の方ですが、2点目として、新聞記事に国は2014年度税制改正で、太陽光発電施設の孫や子への贈与を非課税を検討しておりますという、茨城新聞だと思ふんですけれどもあったんです。本市としては、来年度どのようにするのか、継続していくのか、その辺を伺いたいと思います。

次に、佐白山及び芸術の森公園周辺の事業について伺います。

本年度の実施事業について、①として佐白山及び芸術の森公園周辺の道路と歩道の整備について伺います。

2点目は、ホテル井筒屋の本年度までの経過について、きのうも大関議員の話がありましたが、概要だけちょっとお話をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いします。以上です。

○議長（小園江一三君） 答弁を求めます。総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 5番石田議員の質問にお答えいたします。

防災拠点としての整備状況について申し上げますと、昨年度までに市内30カ所の避難所のうち、笠間市民体育館、笠間小学校、稲田中学校、友部小学校、友部中学校、岩間中学校の6カ所の拠点避難所については、非常用井戸の整備を行い、さらに防災倉庫を設置し、非常用発電機、移動用炊飯器セット、灯光器、その他非常時の防災機器を整備しております。

今年度は拠点避難所の体育館に敷く避難者用のマットを準備したところであり、備蓄食料等についても引き続き計画的に整備しております。

さらに、現在1次集結場所として指定している笠間芸術の森公園に防災機能を拡充するため、市関係課と協議し、茨城県が防災対策としてソーラー式の照明、さらに飲料水の確保の観点から、給水拠点として耐震性の貯水槽、100立方メートルですが、の整備を進めているところでございます。

さらに、原子力防災の整備については、国、県より、原子力広報車両等の備品の提供を受けまして、今後も継続して岩間支所敷地内のモニタリングポストへの非常電源設備の整備や、放射線測定機器等の配置が予定されておるところでございます。

続きまして、太陽光発電設備と蓄電池設備のご質問についてお答えいたします。

防災拠点における太陽光発電設備と蓄電池設備につきましては、茨城県の地域グリーンニューディール基金からの補助制度を活用しまして、市内の拠点避難所6カ所のうち、現在友部中学校及び岩間中学校において工事を実施しております。これについては年度内に完了する予定でございます。

また、今年度内には笠間小学校への設置工事も発注する予定でございます。そのほかの拠点避難所については、前に議員の質問にもお答えしましたように、有利な補助制度等を見つけながら、順次整備していきたいと考えております。

整備の内容につきましては、発電容量10キロワットの太陽光発電設備、蓄電容量15キロワットアワーの蓄電池設備を備えまして、そのほかに体育館の水銀灯の一部をLEDにかえる工事を行います。この設備により電源喪失のときにも避難所としての最低限の電力を供給できるようになります。電池が満充電の場合の使用範囲としては、体育館及び職員室の照明とコンセントの4分の1程度が1昼夜使用できることとなります。

次に、自主防災組織の整備状況についてのご質問でございますが、東日本大震災から2年9カ月が経過しまして、広範囲に災害が発生した場合、公的機関の支援体制が整うまでには地震発生時の大災害であれば、およそ72時間程度がかかるといわれておりまして、その間には自助、共助による救助活動が重要であることから、自主防災組織結成に向けた取り組みを強化してまいりました。

従前より自主防災組織の結成及び資機材の整備に対しまして助成制度を設けておりまして、組織結成時経費に上限10万円、資機材整備に2分の1の補助率で10万円を限度に助成

していたところを、東日本大震災後の平成23年度から、自主防災組織のより一層の結成促進を図る目的から、平成23年度、平成24年度に限り、自主防災組織の資機材整備に対して、組織の負担がなくとも20万円を限度に助成の拡大を実施しました。

さらに、その2年間で延長しまして、本年度まで期間を1年延長しまして推進を図っているところでございます。

結成状況でございますが、平成22年度までの結成は32組織でございましたが、23年度、24年度には68組織が結成され、本年度11月末現在で109組織が結成されております。世帯数での組織率は42.88%となっております。現在も結成準備を進めている行政区もございます。

26年度より従来の補助制度に戻すため、今年度内の早期の結成を呼びかけているところでございます。

また、本年の8月には自主防災組織の連携や情報の共有化を図るため、笠間市自主防災組織連絡協議会を設立しました。これは飲料水や生活水の確保が困難な自主防災組織が井戸を確保している組織の協力を得て水の供給を受けるとか、隣接組織間で炊き出しを組織するとか、組織相互の協力・援助体制を確立、構築できるようにしたものであります。

現在も自主防災組織の結成説明会を開催しておりまして、今後も推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 5番石田議員のご質問にお答えいたします。

笠間市においては、新エネルギーの有効利用を図り、地球温暖化防止と環境に優しいまちづくりを推進するために、笠間市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱を定めてあります。

25年度、この要綱に基づきまして、申請は昨年度まで抽選としていたものを随時受け付けとしまして、直近の昨日12月17日現在で244件の受け付けをしております。予算残額で試算すると、約50件程度の受け付けが可能となります。250基とおっしゃっていましたが、予算要求では満額の20万円で250基でありましたので、若干数的には多くなっております。

来年の実施についてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在実施しているこの補助金については、平成22年度から24年度までの3カ年事業としてスタートしました。この中で平成22年3月の東日本大震災以降、大幅に需要が伸びたことと、平成24年7月から再生可能エネルギー固定買取制度が始まったことから、市民の補助金に対する要望は高いものと判断し、事業期間を3カ年延長しまして、25年度から27年度まで実施する予定になっておりますので、来年につきましても、ことしに引き継ぎ実施する予定でおります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 5番石田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、佐白山及び芸術の森公園周辺の道路と歩道の整備状況についてでございますが、当該地区の道路事業といたしまして、ギャラリーロードの歩道整備と幹線道路笠間小原線の拡幅改良を現在実施をしているところでございます。

ギャラリーロードは、市民が歩きやすく、また観光客が回遊できる歩道空間をめざし、平成22年度より事業に着手をしたところでございます。なお、この計画立案につきまして、地元の商店街の皆さまにご参加をいただき、笠間焼の陶板を採用するなど、ご意見を反映しております。延長が820メートルの歩道整備計画で、本年度より改築工事に着手し、平成27年度完成を目指して整備している状況でございます。

笠間小原線につきましては、芸術の森公園東ゲート付近から笠間中学校東側までの延長1,560メートル、幅員10メートルの片側歩道で計画をしております。平成21年度から事業に着手しまして、既に360メートルが完成をしております。残りの区間におきましても、早期完成に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、笠間小原線の第2期事業といたしまして、桂町工区、佐白山方面へ向かう歩道整備も計画をしているところであります。本路線は観光拠点の稲荷神社や佐白山公園、芸術の森公園と結び、観光客の回遊性を高める歩道空間を整備することを目的としており、今後事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

次に、井筒屋の本年までの経緯でございますけれども、東日本大震災より古くから笠間稲荷門前通りの顔であった井筒屋が廃業となり、門前町の衰退が顕著になっている状況から、昨年、市で井筒屋の土地建物を取得し、歴史的価値のある旧井筒屋旅館本館の建物を保存するとともに、新たな観光の拠点整備に取り組むことといたしました。

具体的には、笠間稲荷門前通りと大石邸から竹の小径を結ぶ散策路などの整備を市が実施し、旧井筒屋施設を利用した宿泊等の交流拠点の整備運営につきましては、民間のノウハウを生かした効率的な運営を期待して、民間事業者等から公募により現在の株式会社ステノに決定をしたところでございます。

その後、事業についての協議を進めてきたところでございますが、温泉の掘削の調査結果等を踏まえまして、事業者側から整備に係る資金計画や事業内容などの精査を現在行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） それでは、初めの防災について伺います。

本年度までの整備状況は大体理解いたしております。30カ所で拠点が6カ所ということで、水、井戸を掘りというお話でございました。

それはそれとして、本年度まで太陽光の方が自分としてはちょっとおくらしているのかなというのが感じますので、その辺の答弁をしていただきたいと思います。太陽光、蓄電池ですか、の方の整備がちょっとおくらしているのかなというのが感じられますので、一応2カ所はやっ

たということなんですけれども、3カ所目はどこで、4カ所目はどこで、5カ所目はどこなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 石田議員の再度のご質問にお答えいたします。

拠点避難所の太陽光設備等がおくれているという感じを受けるというようなことでのご質問ですけれども、友部中学校、岩間中学校の2カ所については、予算的には24年度の3月補正で予算を取ったもので、そのまま25年度に繰り越して、既にこれは契約を終えまして現在整備中でございます。25年度の予算計上した部分につきましては、笠間小学校の拠点避難所についての整備でございます、これについては現在入札等の執行に対しまして準備を進めているところでありまして、25年度中には契約を締結して整備に入れる状況になっております。

今後の整備につきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年の予算、あるいは国で今後大きな補正予算を予定しておりますが、そういった中で有利な財源を見つけながら、そういったものがなかなか補助制度が活用できないとなりますと、ことしも国の方の地方債の制度としまして、防災・減災事業債という起債がございまして、これは合併特例債よりもさらに有利な起債でして、充当率100%で今年度の交付税算入が80%というような起債もございまして、今後そういった起債等の事業の継続を見きわめながら、有利な財源を得て整備をしていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） グリーンニューディール基金というか、あれは4カ所までできるということで答弁いただいたような気がするんですけれども、3カ所でしたか。その辺ちょっと。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） グリーンニューディールは、県の方に国の方の補助が来て、それで基金を創設して、その中から市町村に配分されるということで、笠間市に対しては8,700万円の配分がございまして。その中で、事業費の計画の中では4カ所計画していたんですけれども、1カ所当たりの契約額が予想より高額だったということもありまして、それでの整備は3カ所ということですので、それ以外の部分については、先ほど申し上げましたように、有利な財源を見つけながら整備していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 4カ所の予定が、金額がたくさんになってしまって、3カ所になってしまったということなんだ。理解しました。

ほかの3カ所は、さっき言ったいろいろな財源を考えて必ず実施するという方向で、これ、年次的には今25年度ですけれども、26年、27年、28年とありますけれども、具体的には何年くらいまでの、耐震化とかいろいろありますけれども、その辺どのように考えてい

るのかちょっと伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 来年2基とか1基ずつとかというのは、財源の絡みもありますので、ここで具体的に必ず来年1基とか2基とかというのはちょっと申し上げにくいですが、先ほど申しあげましたように、有利な財源があれば1年に2基、順次確実に整備していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） わかりました。ある意味で仕方ないかなと思うんですけども、実際やっていくということなので、ただ、震災いつ来るかわからないということがありますよね。30年後かもわからないし、あしたかもわからない。でも、震災が起きたときにどういう対応をするのか。あるとなしでは、地域別に、ある意味で岩間と友部にあって、笠間、1カ所も今のところないという状態ですよね。やっぱりその辺はよく考えて、早めをお願いをしたいと思います。

次に、自主防災組織について伺いたいと思うんですけども、去年もこれ、私、機材の方でどうにかしてくれという話をいたしました。それで機材の経費は10万から20万になったから、それ以上どうのこうのということで返事をいただいて、今40何%でしたっけ。44.何パーセントと先ほど言われましたけれども、県よりおくられているとそのとき答弁をいただいたんですけども、具体的には県はどのくらいの数字、全体平均はどのくらいになっていて、笠間市はどのくらいなのか、その辺はちょっと教えていただきたいと思うんですけどね。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 先ほど笠間市の組織率が11月末現在で42.88%と申しあげました。県内の組織率につきましては、それより2カ月ほど早い9月末現在の数値しか最新のものでないんですが、65.99%となっております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 県と笠間市でこれだけ違うというか、資機材も10万や20万したということなんですけれども、去年もそういう話をしましたけれども、確かに60何……倍近くというか、ずいぶんふえているなというのは思うんですけども、具体的な目標というのは、100%やっていたらすごくありがたいんですけども、先ほど言ったような、補助金の、何年までだという話がありましたよね。そういうことを考えると、あと半分近いところがありますけれども、その辺の考え方はどんなふうに考えているんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） その前に、県の平均の組織率が65.99と、笠間市は42.88なんですけども、これは住民の世帯を基本に考えていますので、例えば日立市ですとか、学校単位で防災組織をつくっているようなところについては組織率が非常に高くなるもので、単

純に率では見られない部分もございます。笠間市は行政区等の単位ですので、万が一のときには動きやすい戸数なのかなというふうに感じております。

目標数値なのですが、笠間市の目標数値としては3年後に65%まで持っていければいいなど考えております。失礼しました、60です。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 60%ということなんですけれども、世帯的にはどのくらいで、ある意味で区で大体やっていると思うんですけれども、何区くらいが入るのかな、規模として。半分以上、60%だといろいろな地域別で山の中とかあるわけでしょ。市内は結構集中しているけれども、そういう部分を考えると、どのくらいの世帯数になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 概算で笠間市の世帯数2万8,000ですので、2万世帯弱ぐらい、組織の地域の部分でもございまして、例えば笠間地区辺りでは周辺部、山間部についての組織率が低いというような、そういう状況もございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） はい、わかりました。これ以上言ってもね、60%にするということなんですからね、よろしくお願い……あと、もう1点だけ、その補助金がなくなった場合は継続するかどうか、その辺わかります。継続をするのか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 補助金をなくすわけじゃなくて、組織を一気に早いうちに立ち上げようということで、20万円のうち10万が地元負担、市が10万を補助という部分を、全額の20万円を市で補助するというような、制度の厚みを加えていた部分をなくすわけでもございまして、それ以前の制度までなくすわけではございません。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） はい、わかりました。以上で結構でございます。

次に、太陽光発電ということで、お答えとしては来年もやるという答弁をいただきました。来年の規模と何年次まで継続していくのか、その辺のお話をいただきたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 石田議員の再度の質問ですが、来年度の規模と、今後いつまで継続するかということでございますが、先ほどことしの現在のところの実績を申し上げましたが、ちょうど年度末で300、残り50が含まれて300ぐらいで、先ほど申しましたように、20万円限度額いっぱい250基ということでしたが、現実的には4.5キロぐらいでございますので、大体300基いくわけなんです、来年度についても、一応予算要求なんです、同じような規模、約5,000万を一応要求としては提出しております。

それと、今後の継続でございますが、先ほど申し上げましたように、今回の実施は25年度から27年度までの3カ年の継続で、継続といいますか、3年間実施するという方針でありますので、その方針は変わりませんが、取りあえず27年度までは実施するというので、その後の状況によってまた見直すか、見直すということになると思います。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） そうすると、来年も5,000万かけて、ことしは今までで244件で、あと50件くらい残っていて、300件くらいになるんじゃないかという、来年も継続で5,000万円くらいで、規模としては20万円ですら250件、そのときによって上下するという。あと、27年までやるということなんですけれども、実際、今までに笠間市で太陽光発電、震災前もずっとあったと思うんですけれども、全体的には何基くらいあって、今どのくらい、太陽光発電をやっている家が何軒くらいあるのか、その辺教えていただいて……わかります。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 市の補助金を使って設置したのは22から24年で合計260件ほどでございますが、そのほか単独で付けた分については掌握してございません。

それと、売電につきましては、これは東京電力からけさから情報をいただいて、件数にいたしまして1,065件という数字が手もとで把握しております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 先ほどもちょっと申したんですけれども、27年までやっていくということなんですけれども、その後の計画というか、多分これから絶対に必要な政策だと思うんですよね。その辺の目標を、今売電で165件ということなんですけれども、1,065件ということなんですけれども、これを例えば5,000件にするとか、そういう目標を立てられるかどうか、その辺。いろいろな協議会とか、そういうもので諮っていくと思うんですけれども、所帯から考えるとやっぱりまだまだ少ないなというのが感じられますよね。その辺で、そういう計画性というか、計画ができるのかどうか、ちょっと伺いたい。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 先ほど27年度までは補助事業として継続するとまで申し上げましたが、それ以上の具体的な目標、数字というのは現段階ではちょっと出していますので、ただ、地球温暖化であるとか、新エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進が図られていることから、引き続き取り組むことにはなろうかと思っています。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） それ以上の答えはないということだね。わかりました。以上で終わります。

次に、佐白山及び芸術の森公園周辺について、再度伺いたいと思います。

本年度実施するというので、ギャラリーロード、笠間小原線などの道路と歩道をつく

るということなんですけれども、あと、ホテル井筒屋さんのところも歩道をつくって、日動美術館の方に行く道路が多分つくると思うんですけれども、私としては、その道路と芸術の森公園までの歩道整備、道路整備、佐白山を上がって、下がって、絶対にこれはつくらなくちゃならないと思っているんですけれども、その辺は、いつまでやれというのは難しいと思うんですけれども、考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

ギャラリーロード、小原線、またホテル井筒屋等から日動美術館を通じて芸術の森公園のアクセスというか、回遊性のご質問でございますけれども、今のような観点から申しますと、現在ギャラリーロードの歩道整備を行いまして、芸術の森周辺の回遊性の向上を図っているところでございます。

それとともに、佐白山周辺の大石邸から、先ほど申しました竹の小径を結ぶ散策路等の整備、また、そこから井筒屋に向けて笠間稲荷神社周辺との一体化に向けて整備することによりまして、観光の拠点が結ばれて回遊性の向上が図れるものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 私も笠間に長年住んでいますので、あの辺の地域はよくわかっております。お稲荷さん通りも知っているし、佐白山も中学校のころよく遊んだ場所でございます。やっぱりお稲荷さん、井筒屋さん、日動美術館、佐白山、芸術の森公園が、ただ点在しているというだけで今まで来ちゃったんですよ。

佐白山だって、あそこは下側は桜が植わっていて、本当にきれいに整備をしたところだし、上にもトイレあるし、昔の笠間、僕は中学校に行っていたんであの裏側には、結構あそこがネックだったわけですよ。あそこをつないでいただければ、笠間の観光客、つつじやればつつじには来るけれども、笠間稲荷には行かない、陶芸の丘側には行かない、知っている人でせいぜい2カ所ぐらい車で移動するのではなくて、やっぱり歩いて、最終的に僕は思うんですけれども、1時間の範囲に多分入っていると思うんですよ、あそこ、ちゃんと歩道をつくれれば。そうすれば、ある意味でお稲荷さんだって美術館があり、あと日動美術館があり、県の美術館があり、市に3カ所の美術館があるなんていうところは、私は余りないと思うんですよ。

ただ、イベントをやったときにどっと来て、それで帰ってしまう、そういうものじゃなくて、一つの道の流れというか、ここに車を置いてもずっと散策できる、きのう畑岡議員が佐白山の山城の話をしていましたよね。僕らも随分運動会じゃないけど、駆け上がって遊んだところでございますけれども、そういうものもある。あとは富士山ですか、あそこもある、美術館もある、ものすごいところがいっぱいあるんですよ。陶芸公園だって子どもが遊ぶ場所はあるし、美術館もあるし、焼き物のところもあるし、これほど文化芸術というか、自然、あらゆるものがそろっているところがあるというところは、まずまれじゃ

ないかなと私は思っているんですよ。

しかしながら、現実的には、車でお稲荷さんに来て帰っちゃう。菊まつりで来て帰っちゃう。つつじ園で来て帰っちゃう。陶炎まつりで帰っちゃう。そうじゃなくて、あそこを回遊していただいて、ある意味で芸術とか歴史、文化、観光、商業、ある意味でコンパクトシティーみたいな考えで、あそこにどんどんどん人が集まれるようにしていただきたい。新しいコミュニティーシティーみたいな形ができるといいなと私は思っているんですよ。実際に山の荘のところですか、あそのわきのところ、ちゃんと坂道ですけれども、あのわき辺りに歩道をつければ、本当に、あと陶芸公園まで歩いて20分かかるかな、20分、30分くらいかかるかな、それをつないで、そうすれば、さっきの笠間小原線ですか、あの道路ができれば歩道はちゃんとできるわけですから、それから長谷川さん、美術館のところからずっと上がって行って、下がってその道をつなげば、極端な話、新しいお店があそこにできるんじゃないかなと私は思っているんですよ。やっぱり人が歩けば、お店だって一生懸命営業するわけですから、そういう部分でちょっと考えてほしいということでございます。

また、井筒屋さんの件はどうでしたっけ、ステノの話があってちょっとおくられているということなんですけれども、私としては同時にやってもらいたいときのうも言っていましたけれども、ある意味で、私は歩道の方をできれば、できれば早く、だって毎年毎年いろいろなイベントをやっているんですよ。それは絶対つなげなくちゃいけないと私は思っているんです。ぜひその辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のように、観光の拠点としての回遊性が低いのではないかと、それは課題として私自身も感じております。

本市では、その回遊性を高めるために、環境整備でございます観光の拠点を結ぶ歩道ネットワーク化が必要と現在のところ考えているところでございまして、今現在、笠間小原線の事業が完了次第、桂町工区の歩道整備に着手をしまいたいと考えております。

早期に着手して、井筒屋を経由して稲荷神社に人が流れるような回遊性の整備を進めていきたいと思っております。

井筒屋のところ、ホテルの方も同時にという話でございますけれども、それよりも歩道の方が先にやった方がいいのではないかなというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、きのうもお話をしましたが、門前通りから井筒屋周辺の歴史文化施設などと連携して周遊性を高める事業といたしまして、竹の小径、また大石邸、佐白山を結ぶ周辺に向けた計画策定を今年度委託する予定でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石田君。

○5番（石田安夫君） 議長、以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君の一般質問を終わります。

休憩をいたします。11時より再開いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○6番（鹿志村清一君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。議席番号6番政研会の鹿志村清一でございます。

質問通告に従いまして、1問目から3問ということで質問させていただきます。一括答弁方式ということで、従来どおりの一般質問の方式で行いたいと思います。

まず、1問目として、笠間市防災計画についてということで、質問の1として通告しております「災害時における愛玩動物及び特定動物等の救護管理について」ということで、質問いたします。

まず、東日本大震災等の大規模災害については、災害対策基本法42条に基づいて、行政と防災機関により笠間市防災基本計画を策定し、市民保護の事項を定め、防災に処するとしております。

愛玩動物や特定動物、特に犬猫の愛玩動物は、人と一緒に暮らすことで健康的な精神生活に役立ち、家族の一員として心のケアに貢献しているところです。震災時には同行避難することによる精神的安心感でいやされることもございます。普段の飼い主のしつけや周囲への危害や迷惑について、責任を果たすことができるのかが憂慮される。そこで、平常時のしつけや適正飼養に対する啓発活動が必要になってくると思います。

笠間市防災計画では、避難所生活環境の整備4項において、避難所において適正飼養に係る配慮がうたわれ、原子力防災編では、避難場所の項目に、1行ですが、「必要に応じ、避難場所における家庭動物のスペース確保に努める」と記されております。

東日本震災など大規模災害において、飼育動物の救護が果たせず、飼い主から離れたままで、飼い主のもとに戻れないような事態に陥らないよう、同行避難を前提に、県では災害時における愛玩動物救護マニュアルの策定を、昨年24年12月に策定したというお話でございます。

市町村防災計画との整合性をとることにより、被災者である飼い主が責務を果たすのに困難な状況での必要措置を考慮している。特に犬猫の愛玩動物は、人と一緒に暮らすことでメンタルヘルスに大いに役立ち、家族の一員として心のケアに貢献しているということから、災害時に適正な配慮のもとに取り扱いについて管理されるべきと考えられます。

笠間市は、茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン及び茨城県救護マニュアルに準拠した市のマニュアルを策定し、平常時から災害時対応を図るべきと考え、お伺いいたします。

まず1点目でございますけれども、茨城県防災計画から茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン及びマニュアルを受けて、市は適正飼養に努めるということになっております。さらに、平常時の役割として、市町村の役割がうたってございます。具体的に県のマニュアルを受けて、笠間市では連携を図り、どう対処していくのか、お考えを伺いたいと思います。

2点目ですが、笠間市防災計画におきまして、笠間市動物救護ガイドライン、愛玩動物救護マニュアルの策定を必要とするのではないかと。県の災害時動物救護本部設置要綱に基づく県の動物救護対策本部と連携し、市の責務として笠間市防災計画における笠間市災害対策本部内に、動物救護対策本部の設置の必要性についてはどのようにお考えでしょうかということについて、伺いたいと思います。

3点目、平常時の愛玩動物・特定動物の救護支援マニュアルの啓発活動を行い、県救護本部との調整によるガイドラインに沿った救護活動訓練、図上による訓練などを含んだ形の訓練を計画してはいかがかと、お伺いたします。

続いて、2問目の質問でございます。

平成25年度全国学力・学習状況調査の結果における笠間市の教育についてということでお伺いたします。

平成25年度全国学力・学習状況調査が行われ、笠間市内の学力習熟度について評価分析がされております。報道によれば、11月29日、文部科学省は来年度から市町村教育委員会による学校別成績公表を考えているようでございます。

学校別正答率の公表がされると、過度な競争や序列化につながる懸念もいわれております。このことは国際的に日本の義務教育における学力の低下が懸念される中での学力の向上の判断であると思っております。

しかしながら、先日、OECDの学習到達度調査のPISAの2012年調査結果によると、日本の高校1年生は前回より読解力が8位から4位になるなど、トップレベルに回復し、これは文科省がPISAの学力調査をあわせ、この10年間に少人数教育の推進、全国学力テストの指導改善に取り組んだ成果であると伝えられています。

このような状況の中で、学校は忙しすぎて教員も子どもたちも余裕を失っているとも論じられています。学力テストのみで人格育成の判断ができるものではないですが、基礎学力、教育は民主主義をつくる土台であると考えます。

さらに、社会秩序において、道徳観や倫理観の醸成に努めることも大切であるとも考えます。笠間市の全国学力・学習状況調査を踏まえ、笠間の教育について、以下お伺いたします。

1点目といたしまして、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について、評価と今後の取り組みについてお伺いたします。

2点目といたしまして、笠間市では、中学校教諭の小学校教諭兼務発令による連携につ

いて取り組んできたということでございます。教育改革の一環として、中一ギャップをなくすなど、小規模校の特性を生かし、学力その他の向上への取り組みによる効果が大きいということを考えますが、どのように評価されているのかお伺いいたします。

3点目といたしまして、文部科学省では、2020年から正式に英語教育を進め、小学校3・4年生は週一、二回、小学校5・6年生は週3回を想定し、正式に教科に格上げを予定しているということでございます。さらに英語教育の充実を図り、地域の国際化の視野の取り組みがあってはよいのではないかと考えます。

現在、学区審議会答申に沿った学校統合準備会が協議中でございます。この統合準備会については、笠間市学区審議会答申に沿って、パブリックコメントや学校、学区での説明会など、行政としての手続、説明を尽くし、その結果として学校統合準備会の協議に入っているという認識で私しております。

この協議とは別に、義務教育のあり方から、学区審議会の統合準備会のこの協議内容とは関係なく、義務教育のあり方から小中連携を進めた小中一貫校について研究する余地があると思うんですけれども、その点についていかがかということについてお伺いしたいと思います。

つけ加えますけれども、学区審議会の答申、それからの学校統合については、中規模校を笠間市は志向して適正配置をするということであるという認識ですが、それについても私の知見が間違っていることはないと思うんですけれども、確認して、質問につけ加えたいと思います。

質問の3問目に移りたいと思います。

質問に当たり、通告の中で、児童館・児童クラブの図書室及び図書について何うということで、2点目に、児童クラブ・児童館という位置づけの中で、言葉が質問通告の中で「学校敷地内がほとんどである」というふうに記載しております。これについて、私の発言が間違った発言ということで受けとめられるといけないので、確認のため、児童館は児童・子育て支援、そして子育てについての親との相談などの交流等を図る施設で、学校敷地内ではなく、常磐線の友部駅のJ Tの水戸側の敷地の中に設置されているということで、学校敷地内とは関係ありません。ということで断った上で、質問したいと思います。

あと1点訂正したいところがございます。質問通告の1点目の方に戻りますけれども、一番最後に、臨時巡回教育指導員というふうになっていると思うんですけれども、それが臨時巡回自習指導員という言葉に訂正させていただきたいと思います。

では、3問目に入りたいと思います。

児童クラブにおいては、平成27年4月から小学6年生までを受け入れることと法改正がされ、現在は小学3年生までを、受け入れ余裕があれば高学年も受け入れるとされています。現在笠間市では児童クラブ受け入れ要件として、児童クラブ定員が超えた場合は、4年生以上について対処もあるという説明の募集の内容になっていると思います。

今後、5・6年生受け入れが常態化すれば、生活と遊びの場の提供としての児童クラブについて、小学低学年と高学年の成長度合いを考慮した対応も考える必要もあると思い、以下お伺いいたします。

1点目といたしまして、放課後の遊びと生活の場としての児童クラブにおいて、自由に楽しく居場所があることを考えると、学習の場として考えることは適当でないということでございます。時間を決めて宿題や自習を設けている児童もおります。

6年生までを受け入れ、成長度合いが違う中で時間を過ごすことや、高学年になると最近の英語教育の教科性を視野にした文科省の考え、学習時間の過ごし方も考慮せねばなるまいと考えます。

基本的に、補習の時間は自由でございますけれども、例えば市がサービスの上乗せという形になるかと思うんですけれども、1日30分くらい、宿題、補習の時間を児童クラブで設けた場合、施設指導員ではない、教員免許を持った退職教員や若年者の教員免許等を持った方を臨時職員として雇用し、巡回してもらい、遊びと補習で適宜学習のサポートをするような臨時巡回自習指導員という名称、例えばですけれども、自習指導員を設けることはできないかということについてお伺いいたします。

2点目といたしまして、児童クラブ、児童館において、学校敷地内、先ほど訂正いたしましたので、児童クラブにおいて学校敷地内がほとんどであることから、図書室の図書の整備について、学校図書室と図書館の連携を、児童クラブや児童館の図書室と、児童クラブと学校図書室の連携を深め、使いやすく、使い勝手のよい図書室と児童クラブのあり方という、そういう遊びの中で本に囲まれるという、そういう機会をつくることを考えてはどうかということについて、お伺いいたしたいと思います。

3点目といたしまして、学校適正配置の中で、児童クラブの適正配置がされると考えておりますけれども、今後いろいろな適正配置の中で、児童クラブを考えるときに、再編を考えると、集落センターや地区公民館などでの児童クラブの設置についてのどのようか考えておるかということについて、お伺いいたしたいと思います。

一応、質問としては以上の3問でございます。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

○教育長（飯島 勇君） 6番鹿志村議員のご質問に、私の方からは笠間市の教育における取り組みについてお答え申し上げます。

初めに、平成25年度全国学力・学習状況調査結果の本市における評価について、お答えいたします。

学力調査の結果は、点数ではなく、正答率で報告されますが、国語・算数科の総合正答率で比較してみますと、小学校6学年では、県とは－1.8%、国とは－1.4%、同じように、中学3年生では、県とは－2.4%、国とは－1.7%でした。今回は残念ながらすべて下回り

ましたが、問題数で見ていきますと、小中学校とも1問程度の差があったという結果でございました。

次に、学習状況調査結果の評価ですが、全体的には県や国の結果と大きな差はございませんでしたが、笠間市が国や県と比較して、ややよい状況であると評価できる点は、小学校では、「自分にはよいところがある」と思っている児童が多いことや、家で計画的に勉強している児童が多いこと、中学校では、将来の夢や目標を持っている生徒が多いことや、学校が楽しいと感じている生徒が多いことでした。

また、課題であると考えられる点ですが、小中学校とも平日や土日に2時間以上学習している児童生徒の割合が国、県と比較して5%ほど少ない状況でした。

これらの結果につきましては、市の教育委員会のホームページでより詳しく報告を公表してございますので、ご確認いただければ幸いです。

次に、結果を受けての市の取り組みについて、お答えいたします。主なものを三つご紹介いたします。

取り組みの一つ目といたしまして、市では調査を受けたすべての児童生徒の回答用紙を国に提出する前にコピーして、各学校で採点、集計し、分析を行います。各学校の集計分析データをもとに、市内の代表校長や教員及び市の指導主事で組織する笠間市全国調査検討委員会において、調査結果を分析し、笠間市の現状と課題として整理いたします。

また、その課題に基づき、小学校5・6年及び中学校2・3年の国語・算数・数学科の指導のための授業改善プランを作成しまして、2学期中に全小中学校においてプランに沿った授業を実施することとしています。

さらに、課題解決のために調査問題を作成し、子どもたちに取り組みさせることにより、来年1月末までに授業改善プランの実施効果を確認していきたいと考えているところでございます。

取り組みの二つ目といたしまして、学力向上のために市で雇用している非常勤講師を活用した複数教師による指導、これをチームティーチングと申しますが、その充実を図っております。笠間市では、今年度より市内全小中学校21校に1人ずつ非常勤講師を配置し、学校や学年の子どもたちの実態や学力の状況に応じて、国語や算数、数学等の授業を中心にチームティーチングの指導を強化しております。

取り組みの三つ目は、学校への指導助言の充実を図り、先生方の指導力の向上に努めています。笠間市独自に市の指導室による計画訪問や要請訪問等の訪問指導、学力向上研修会や授業づくり研修会、若手教員研修会等の教員研修を計画し、教科指導法の工夫改善を図るための研修等の充実を図ってございます。

次に、中学校教諭の小学校での兼務発令による連携について、お答えいたします。

まず、現在の状況ですが、東中学校の音楽科、美術科の教諭が東小学校6年生に対して音楽科、図画工作科の授業を、同じく南中学校美術科教諭が南小学校6年生の図画工作の

授業が行えるように、兼務発令を行っています。

この授業の狙いは、小学校の授業を中学校の教諭が担当することで、児童個々の状況を中学校へ引き継ぎ、児童にとって、中学校進学時の負担軽減になるとともに、小中連携が深まり、中一ギャップの解消につながるということがございます。

成果につきましては、児童からは、中学校で授業が始まるのが楽しみ、中学校へ進学しても安心して授業が受けられたなどの感想が寄せられました。

また、教師同士が研修を行う中で、学習の約束などの共通理解を図ることができ、教師と子どもたちがこれらを意識して授業に取り組むことにより、9年間を見通した小中連携が図られるなど、大きな成果を上げてございます。

課題といたしましては、小中両方の教員免許を有している教員でなければ兼務発令はできません。また、授業時数、それから学校間の移動時間の問題などがあり、兼務発令は条件のあった学校でしかできない状況があります。

次に、笠間市における英語教育についてお答えいたします。

現在、小学校5・6年生を対象として、外国語になれ親しむことを狙いとした外国語活動を週1回、年間35時間実施しています。内容は、学級担任とネイティブであるAETで、ティームティーチングにより国のつくった副教材を活用しながら指導に当たっています。

本市では、AET10名を平成23年度から直接雇用しており、AETの協力により先の補助教材をもとにした市独自の指導計画を作成するとともに、指導するAETがかかわっても、市内すべての学校で同じ教材、教具で授業を展開できるように市独自の工夫を行っているところでございます。

また、中学校の授業等で活用できるAET作成による英語新聞、これは「The Kitsune Times(ザ・キツネ・タイムズ)」という名前をつけておりますが、英語新聞の発行や、夏休みにAETがチームを組んで各小学校を回り、それぞれ国籍の異なるAETと外国語活動を行うイングリッシュ・サマースクールを実施しており、これらの取り組みは国際理解教育にも役立っております。

国が英語教育の拡充を計画していますが、笠間市におきましては、AETの人数を少しふやすという必要はございますが、これまでの実施してきた英語教育を基盤として十分に対応ができるものと考えております。

次に、小中一貫教育への研究を進めてはどうかのご提案ですが、本市では、先に申し上げましたように、これまで小中連携教育を進めるため、県の発令による中学校教員の小学校での教育を行ってまいりました。また、一部の小学校におきましては、中学校のように、教科担任制による教科指導を実施しているところもございます。これらの実施校の成果や課題を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

しかしながら、小中一貫教育につきましては、学区や施設の問題、制度上の課題等が議論されており、現在ほかの自治体でモデル事業が行われておりますので、それらの成果や

課題を検討しながら、慎重に研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

そして、追加にご質問がございましたが、学区審議会で学校の規模を中規模校をというふうなことです。統合のための委員会での話し合いでは、クラス替えができるという規模が望ましいということで押さえているところでございます。以上でございます。

○議長（小園江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 6番鹿志村議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害時における愛玩動物、特定動物等の救護管理ということで、県の「災害時愛玩動物救護ガイドライン」及び「災害時における愛玩動物救護マニュアル」に準拠し、連携を図る意味で市防災計画で対処すべきであり、市防災計画に動物救護に関する項目を設けてはとのご質問でございますが、ご指摘の県のガイドラインやマニュアルにおいては、災害時には人命救助、人の生活の確保が最優先とした上で、飼い主が責任を持って動物の救護を果たすことが重要であるとしております。

災害時にはその飼い主の責務を果たすことが困難となることを考慮し、一定期間飼い主が責務を果たせるよう支援を行うというのがガイドラインの趣旨でございます。

また、ガイドラインでは、市町村に対し、平常時には犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。犬の登録及び狂犬病予防注射の際等に、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発を行う。避難所における同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所を確認するという三つの役割を示しております。

さらに、マニュアルでは、被災直後の動物との同行避難においては、動物は人とは別な場所に、ケージやクレートに入れるなど、感染症の伝播、伝染を予防するため、極力個別に隔離した状態で飼養する必要があるとしております。

このように、県のガイドラインやマニュアルには災害時における愛玩動物の救護についての個別具体的な規定が示されていることから、改めて市の防災計画に詳細を規定することは考えておりません。

次に、笠間市災害対策本部内に動物救護対策本部の設置を図るべきとのことにつきましては、災害時における動物救護対応への需要等をかんがみ、さらには災害時には可能な限り、指揮命令系統を複雑にすべきではないという考え方から、動物救護対策本部を設置することは予定しておりません。

最後に、愛玩動物、特定動物の救護支援啓発活動やマニュアルの作成及び救護活動等の訓練に関する計画の作成等についての考え方についてですが、先ほどご説明いたしましたガイドラインにおける市町村の役割の中に、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発を行うと、そういった内容に基づきまして、実施していきたいと考えておりますが、救護活動等の訓練に関する計画の作成については、現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 3点目の児童クラブの図書室の利用等について、ご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、児童福祉法及び放課後子どもプラン推進事業実施要綱で、児童クラブは保護者が就労等によりまして、放課後の保育に欠ける児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るとしております。基本的な生活習慣の確立に向けた指導を行っているところでございます。

具体的な事業内容といたしましては、生活習慣のマナーに関することや、宿題をすることを習慣化させるとしており、宿題を自主的にする時間を設けたり、遊びの時間を設けたりと、家庭と同様の生活をしているところでございます。

ご質問の臨時自習指導員の配置ということでございますけれども、放課後児童クラブには子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整えるということとしておりまして、放課後児童健全育成事業の趣旨から見まして、臨時の巡回自習指導員を設けることは考えておりません。

続きまして、放課後児童クラブで学校図書室の連携が図れるかということですが、市立図書館や学校図書室から図書を借りまして、児童館で読んでいる児童も少なくありませんし、また、学校にいる時間内に学校図書室から図書を借り、児童クラブ内で読書をしている児童もおりますし、今後も図書館や学校の図書を利用することで、子どもたちの読書推進を図っていきたいというふうに考えております。

それから、現在、放課後児童クラブは市内の14すべての小学校において実施をされておりまして、余裕教室、それから独立室により小学校敷地内で運営をしております。

放課後児童クラブの目的は、放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊び及び生活をとおしてその子どもの健全育成を図るものというふうに考えております。

また、放課後児童クラブは、放課後速やかにクラブの生活に入ることが必要であり、運営を円滑に進めるためにも、学校との連絡調整が必要とされておりますので、学校敷地内での運営が最良であると考えております。

施設の管理運営面においても、放課後児童クラブは日曜日を除く毎日運営をされておりますので、集落センター行事や地区公民館行事などの関係で、常時放課後児童クラブとして借用することは困難であると思われまますので、集落センターや地区公民館での運営は考えておりません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君、2回目の質問。

○6番（鹿志村清一君） まず、全国学力・学習状況調査の結果における笠間の教育についてということで、再度質問いたしたいと思います。

私は、全国学力・学習状況調査結果ということの今の報告で、これから小学校5・6年生が2020年から、早ければ平成18年ぐらいですかね、英語の授業として、笠間市ではもう取り組んでいる部分もございますけれども、そういうことの文科省の方で言われております。また、そういう中での全国学力調査結果として、共通課題として今教育長の方から、学校外での長時間学習している児童がやや全国的に見て少ないという、この問題が課題だということがございますということです。

そういうことを考えるときに、私は先日県内の新聞に掲載されていた水戸市の小規模特認校という指定ということで、それを少々詳しく調べてまいりましたけれども、これは基本的には、小規模特認校というのは、以前からの小中一貫教育で、いろいろ全国的な話題を呼んで、いろいろ試されてきている中での現在の小規模特認校に対する評価というものが、それなりのはやりのような取り組みというような形で行われてきましたけれども、それに対する一定の評価が出ている段階で、課題が多いというような内容も聞いております。

そういう中で、特に小中一貫教育ということで、小規模特認校というものを使って、過疎地での少子化に対応するというような対策として行われている部分については、非常に継続性について問題が多いというような結果が出ているような話を聞いております。

しっかりと、やはりある一定の形で学校を適正配置するという笠間市の状況から見れば、当然適正配置についての学区審議会の答申、そして今統合準備会が進めている内容が特認校と比較した場合に、私は適正な判断であるとは思っております。

そういう中で、水戸市の特認校の状況をちょっと調べてまいったんですけれども、基本的には、外国語について、小学校で学力向上とか、そのほかのことについても学力向上を目指すという、笠間市の学校外での長時間学習の児童が少なく、学習成果がちょっと問題が多いというようなことでございますけれども……。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） マイク使って。

○6番（鹿志村清一君） はい。小規模特認校としての、水戸市で平成25年度の教育活動として一覧が載っておりますものを見ますと、AETによる英会話及び英語科の授業TTが1年生から9年生まで、中学3年生までやると。また、笠間市で教科兼務の発令ということですが、これも小学校3年から6年生まで美術主任による教科担任、また、音楽主任による教科担任というような形で取り組んでいます。

それで、あとは英語については、水戸市の場合は外国語特区という歴史がありまして、そういう中でのカリキュラムの組み方ということについても独自性をもって英語の授業に重点を置いていると。

それだけではありません。小規模特認校として母語の重要性ということで、市の指標として詩や古典等の暗唱を奨励し、詩や俳句とかですね、そういうものにも取り組んでいるという、そういう取り組みがございます。

そういうことで、小規模特認校に対する評価はいろいろ問題がございますけれども、やっぱり小規模特認校の長所、そういうものがございます。それを考えたときに、やはり今教育長の方からクラス替えができるような学校の適正配置ということが答弁でございましたけれども、それを考えていながら、小規模特認校の教育に対するよさですかね、あと、中一ギャップに対する兼務発令に並ぶような、そういう効果があるということをしかりと研究していく必要があるんじゃないか。

学校の適正配置の中で、それを推進することだけではなく、並行的にしかりとそういう小規模特認校の長所というものを把握して、できるだけ教育に反映していくというような対応が必要ではないかと思って質問をしているわけでございます。

私がこの質問をしましたのは、報道を見て、学力向上とほかの科目への取り組みについて、笠間の公立学校で、義務教育の中で、ほかでもやっていますけれども、水戸市でもこういう取り組みをやって、新聞の掲載記事を見ますと、非常に学力向上とか親の学力向上に対する期待にこたえている公教育ではないかというような判断をする方が非常に多いと思うんです。あの記事の掲載内容からいくとですね。そういうことを考えたときに、これはひょっとして昔の藩の藩校のような、そういう考え方ではないかなということを感じる人があると思うんです。

そういうことを判断した場合に、笠間市の教育というのが、そういういいものがあるのに、何もやってないんじゃないかというような誤解を受けますので、しかりとそういうことに対してやっぱり発信していただきたいと思いますというわけで質問をしている趣旨もでございます。ということで、今後どういうふうに取り組んでいかれるのかということについては、先ほど答弁がございましたので、基本的にはそういう答弁の内容だと思うんですけれども、教育長に再度何らかの考えを、方向性をお願いしたいと思います。

続きまして、災害時の愛玩動物についてですけれども、これは基本的には笠間市防災計画の中での必要項目への記載というような検討ということは、今の県のガイドライン、マニュアルを見ると必要ではないというか、策定することを要さないというようではないかと思っておりますけれども、マニュアルを見ますと、やはり人を避難した補完施設設置場所の確認を行ったり、予防注射の際に救護対策の周知、適正飼養等の啓発を行い、というようなことが書いてございます。そういう町村の役割として、しかりと愛玩動物を同行避難するということが、これは基本的には、平成25年環境省告示80号に、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の中に、講ずべき施策として、「逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること、災害時に民間団体と協力する仕組みや地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること」というふうに記載されているわけでございます。

そういうこと、あと、愛玩動物に対するとらえ方、そういうコンパニオンアニマルとしての位置づけが少子高齢社会の中で、核家族化の中でかわって受けとめられてきていると。

国民の多様な愛玩動物に対する見方があるけれども、これに対してしっかりと展開していく必要があるというのが、動物愛護についての国の指針の考え方であると私は受けとめられておりますので、これは何らかの県のマニュアルに沿った施策展開を、やはり県と市の担当者でもって位置づけをしていく必要があると思うんです。

それと、あと、災害時に災害復旧とか人命救助に担当者がどうしても取られてしまいますけれども、基本的な部分の動物の救護対策について、担当者がどういう行動をするかということについて、ちゃんと把握すべき、明示すべきだと。担当課で確認していくことが必要だと思うので、それについて対応をすべきであると考えますが、それについてご答弁をお願いします。

3問目ですが、児童クラブの図書室及び図書についてということで、私は1点目として、教育学習の場としてというのではなくて、自習の中で教員免許を持っている方が臨時職員として一緒に、例えば30分間自習の時間というのが児童クラブで設けてありますから、その中で15分くらいを臨時自習指導員、例えばですね、15分ぐらい、英語とか学習を特に重点を置いて、遊びの中にできるだけ子どもがそういう関心を持つようにさせていく。あと、残りの15分は一緒に遊ぶという感覚でやるとか、そういう行政としての、これから5・6年生と1年生と2年生とか、そういう意識が違う世代と一緒に児童クラブで受け入れるわけですから、やっぱり父兄の期待にも、学習効果という意味での父兄の期待にもこたえていく意味で、そういうことを考えてはどうかということ質問しております。

あと、図書室、児童クラブの2点目としての図書室についてですが、箱田児童クラブ、個別に名前を出して大変失礼ですけれども、箱田の児童クラブを私ちょっと見に行きました。隣室が箱田小学校の低学年用図書室になっています。また、南小学校では校舎が見えるところに児童クラブがあったりします。そういうことで、児童クラブ側ですね、指導員、これは児童クラブの委託事業者が考えることなんですけれども、やるかやらないかについては、校長先生と検討して、図書に囲まれて遊ぶという、そういう時間を考えると、やはり指導員と一緒に付き添いして30分ぐらい図書室の中で一緒に過ごすということも考えてはいかがかなということ、質問しました。そういうことについて、どういう受けとめ方をされるかということについて、お伺いいたします。

児童クラブについては、統合準備会が進められている東小、箱田小、佐白小が笠小に統合になるので、児童クラブも学校の敷地内に管理運営に適するというので、200名規模の児童クラブということで施設整備を図るというような話がございます。

こういう大きい施設環境について、統合後時間をかけて児童クラブの位置などを考えてはどうかという質問を予定したんですけれども、配置についてはさっき答弁がありましたので、この大きい規模の放課後児童クラブについては、放課後子ども教室という運営の全国的な中での1回の参加人数が100人以上で、指導員のケアが行き届かないとか、全員参加のため、参加人数が多く、けが人が多いというような話も聞いております。

そういう状況から、友部小学校では150名の児童クラブとなっておりますけれども、そういういろいろな行事とか、通常の中において、けがの状況というのはここ数年間の数字がわかれば教えていただきたいと思います。

あと、児童クラブの運営について、笠小に統合になりますと、今まで委託NPOとかが今まで学童保育からかわりを持ってきた歴史的経過のある学童クラブの指導員の方々、そういう経験豊富な方々と地域の密着性を考えますと、行政としてそのあり方についてどう考えるかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（飯島 勇君） 鹿志村議員の再度のご質問、私の考え方ということでお話をさせていただきます。

要するに小中一貫校、最近つくられています。水戸市の特認校の場合は、これは一貫ではなくて、特別な配慮、ただ、学校は中学校と小学校が一緒になったほうがいいというところでも今いろいろな課題を持っています。つまり、同じ集団で9年間生活して、本当に子どもたちはそれでいいのか、人間関係が6年間から中学校へ行ってまた変わる、環境が変わるといところで再構築できる。それがずっと9年間同じ集団でいっていいのかというようなことが実は一番大きな課題としてどこでも言われています。

中学校の免許を持っている人が小学校を教える、専門的だからいいという、私はそういうことではないというふうに思っています。例えば古典を学んでいるというお話がありました。今小学校でも百人一首だとか、そういうことでやっている学校は本市でもございます。それから、英語も1年生や2年生に私どものAETが行って、一緒に活動するというのもやっております。ですから、私は、例えば小規模校とかいろいろありますが、その学校はそれぞれの特色を生かして子どもたちのための活動をいつも計画し、やっています。ですから、こういう環境じゃなければこれができないという部分というのは、私は余り考えて……。

ただ、子どもたちが育っていく間に、集団で、どのぐらいの集団で育っていったら、人間関係が適応できるのかというようなことが、今そのところは小規模校と大規模校ではきっと違ってくるんだろうと。私どもの準備をする段階で、そのところでクラス替えができる集団が望ましいというふうにしたのは、そのところの検討があったからで、学校教育活動については、やはりそれぞれが協力し合いながら、子どもたちにとってよりよい成長ができるように、これからもやっていきたいというふうに思っているところです。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 鹿志村議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

少子高齢化が進展する中で、飼い主の責任、こういったものも今までと違って、一層日ごろから、例えば高齢者が病気になったときに自分のそういった愛玩動物をどうするか、

そういった部分も含めて、預かり先なども数カ所日ごろから考えておかなければならないような状況になっていると思います。

先ほど民間協力という話もございましたが、この県のマニュアルの中には、当然そういったNPOをはじめ、獣医師会、そういった部分との連携、そういった部分を基本にこのマニュアルがつくられております。

そういった中で、このマニュアルは茨城県全域を対象区域としておりますので、それぞれの各市町村の各避難所からそういった飼い主等の要望があった場合には、市町村の災害対策本部にその情報が上がって来まして、その情報を県の対策本部に上げ、そして動物救護本部に県の災害対策本部からその情報が行って、動物移動センターを中心とする県の動物救護本部から、その本部の中の具体的な班ですね、それから指示が出るような、そういったマニュアル・フローができております。

そういった中で、飼い主の役割、そして市町村の役割、そしてその対策本部の支援班の役割、これが明確に規定されておりますので、日ごろの行政活動の中で県等の行政機関の連絡を密にするとともに、予防注射接種時などにおいては、そういった日ごろから飼い主に対しての啓蒙啓発活動に力を入れていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 再質問にお答えしたいと思います。まず初めに、学習の場所として自習の時間に指導をしたらということですが、先ほど申し上げましたように、保育に欠ける児童に対して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るとというのが目的であります。自習の時間等についても、指導員がそれらを導き出すことによって自主的に勉強しているという状況ですので、特別巡回相談については考えておりません。

続いて、学校図書室の利用についてですが、これは学校との連携の中で、例えば学校の校庭ですとか体育館等については利用も現実的にしておりますし、それらを通じて学校の連携は図っていければというふうに思っております。

それから、けがの状況についてですが、けがもいろいろな状況がありまして、特別、切り傷、すり傷等については報告はございませんけれども、捻挫、少し長期のけがというか、そういうものについての報告事例で申し上げますけれども、平成23年には15件、24年度については18件、25年度については現在のところ14件という報告を受けております。

それから、統廃合によって経験豊富な方々の人材をどうするんだということですが、放課後児童クラブの委託の選定に当たりましては、プロポーザル方式でこれまで選んできたところです。したがって学校に今度新しく統廃合によりまして約200人規模の放課後児童クラブを笠間小学校に設置をするという方向性を持っているわけですが、やはりそれなりの人材が必要となってくるとお考えですので、プロポーザル方式の中でそれぞれの事業者が進めていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。ご苦勞さまでした。

午前11時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 鈴木 貞 夫

署名議員 西山 猛